

発議第 9号

有害鳥獣対策の推進を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成28年9月13日 提出

提出者 江差町議会議員 若山 明 廣

賛成者 江差町議会議員 室井 正 行

〃 〃 小梅 洋 子

〃 〃 塚本 眞

〃 〃 西海谷 望

〃 〃 小野寺 眞

〃 〃 小林 くにこ

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきていますが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しています。有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の項目について強く要望します。

記

1. 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
2. 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
3. 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を促進すること。
4. 国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
5. ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月13日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫